

議会運営委員会

令和5年2月8日（水曜日）午後1時00分開会

出席委員（8名）

委員 長 齊藤 誠之
委員 山形 紀弘
委員 森本 彰伸
委員 小島 耕一

副委員 長 星 宏子
委員 中里 康寛
委員 鈴木 伸彦
委員 大野 恭男

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長 松田 寛人

副 議 長 相馬 剛

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局 長 増田 健造
議事課 長 補佐 印南 恵子
兼庶務 係 長
主 査 飯泉 祐司

議事課 長 相馬 和男
議事調査 係 長 岡 栄治

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 協議事項
 - (1)事務事業評価について
 - (2)議会基本条例の見直しについて
 - (3)議員定数の見直し条件について
 - (4)模擬議会の報告について
 - (5)議選監査委員のあり方報告について
 - (6)次年度の取組実行計画について
 - (7)その他

那須高林産業団地賠償の議案の取扱いについて

次回開催 2月17日(金) 午前10時～午後3時

4. 閉会

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆さん、お疲れさまです。全員協議会延び延びになっちゃって、30分ぐらいしかなかったので、お昼も食べられなくてどうもすみません。

早速ですけれども、議運のほうを始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○齊藤委員長 早速協議事項入ります。

開いていますか。挨拶30分くらいしかないもので、御協力お願いします。

—————◇—————

◎協議事項

○齊藤委員長 1番目の事務事業評価についてです。事務事業評価、この間ですね、皆さんのほうで各会派でやっていただいたPDC Aサイクルシートということで、まとめていたものを事務局のほうであらかじめまとめていただいたので、こちらちょっと目を通しておいていただいでよろしいでしょうか。

まだ時間がちょっとなくて、正副のほうで終わっていない事項が終わったのもまだ追加していないですね。この間、模擬議会とか終わっているのに。だから、それが終わった後に全協に提出するというので、一旦このこの間、皆さんの言ったものをまとめているということで御理解いただければと思います。

その後、またサイボウズか何か通してできるよ

うにしていきたいと思いますので、次回の定例議運までに準備して提示したいと思うので、一応見てください。よろしくお願いいたします。ばつとやっていって時間戻ったらまた見てくれればと思います。すみません。やっていきたいと思っています。

続きまして、一応事務事業評価について何かありますかと言っても、目を通して人いるかな。なければ、たぶんここから見るようになってっちゃうので、時間かかっちゃいますよね。なので取りあえず見てください。お願いします。

じゃ、1番のほう閉じます。

〔「それでいいです」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続きまして、議会基本条例の見直しについてに入ります。ありがとうございます。

こちら5枚ベースになっているんですが、この間、皆さんからいただいたものをベースに、変更すべき点というところをページめくっていただく分かるんですけども、2枚目、例えば上段から中段にかけて、第4条の(4)のところに日常の調査研究と、黄色枠の赤文字が入っていると思うんです。こういうふうに修正していきますよというのを用意いたしました。

5点ほどあったんですけども、まず、5分の2がこのページ、5分の3のところなんです、(3)について上の段ですね。第9条の市長との関係の(3)のところについて、議員は開期中または閉会中にかかわらずというところがあったと思います。通年議会だからいいんじゃないのかというお話を会派の皆さんから委員の皆さんから御意見いただいたんですが、一応那須塩原市議会、確かに通年議会を取っているんですが、一会議制なんですけれども、残念ながらずっと開いているわけじゃなくて、一旦4月30日で閉じちゃうんですね。そこから5月の臨時会議が行われるまでは閉会中にな

るという文言が入りますので、一応閉会中にかかわらずは生かさなければいけないんだよということになったので、この黄色い部分はこういうふうなんですよと説明を書いているだけで、この参考に関しては、このままいきたいなと思ったんですけれども、大丈夫ですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

次が、議員間討議のところになります。

議員間討議につきましては、以前、市長等に対する出席要請を必要最小限にとどめという表現をちょっと見直したほうがいいんじゃないのかというお話があったので、副議長にもちょっとアドバイスをいただきながら、当初は議員間討議というものを、まだこういうふうにクローズアップされる前のときに、議会基本条例を整備してきたという経緯があったらしく、何でもかんでも執行部に聞いて物事をやっていくのではなくて、そういったものを情報にしっかりと議員間で討議していこうという意味合いも込めて、こういう表記があったというんですけれども、いろいろな自治体を参考にさせていただいて、事務局とちょっと整備させていただいてこういう案にしました。

まず、第12条として議員間討議による合意形成ということで、議会は言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営されなければならない。これが1項目ですね。

次のページ、2項として、議会は本会議、委員会、その他の会議において議案の審議及び審査並びに政策の立案及び提言に当たり、結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努めるものとする。この2つの論法でまず議員間討議の認識をしっかりと持って、その議員間討議を行うものは、これらの場所でやっていくんだよというものをつくらせていた

できました。こういったのでどうかなと思ったんですけれども、こちらで皆さんの御意見いただきたいと思います。ここで1回止まるので、よその議会も同じなんですけれども、合意形成に向けて話し合ってくださいというのがメインになっています。そこにこちらは政策形成サイクルがあるので、政策立案ということで、そちらも出していこうと。係長のほうがよく調べてくれて、前文に政策形成立案とか書いてあるんですけども、どうですかと言ってくれたんですが、僕のほうもなるべくここに入れたいんだということで、ここを付け足してくれたという流れになっています。

なので、議案に関しては執行部から出される議案に対しての議員間討議というものも必要ですし、これから政策形成サイクルを使って立案とか提言をするときに、皆さん同士で議論することもあるという二極立てで議員間討議を行っていかなければならないということになりますので、この2項をつくらせていただいたという形になります。どうでしょうか。御意見番どうですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○齊藤委員長 大丈夫ですか。いつもなら何とか言うのに。

山形委員。

○山形委員 その他の会議においてということは、全員協議会みたいなのところも含まれるというふうな感じなんですか。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

基本的にそういうことになります。その他の会議は、協議の場も含めてになるんですが、ただ議員間討議という名前を使ってやるわけでもないの、議員間で行える場所として本会議、委員会の以外にもという意味では、その他の会議はそこら辺に含まれる。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ただ、まだ本会議の運用というものは実はまだないというのと、まだつくられていない、実は。ということで、多分会議規則とかが直っていないんだよね、本会議を除くと。

〔「この後、実はちょっと説明させていただけたら」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、説明しますか。大丈夫ですか。しちやいますか。

じゃ、係長。

○長岡議事調査係長 それでは、先ほどの議員間討議もう1点、市議会のほうでは議員間討議の実施要綱というものを持っておりまして、こちらのほうで具体的な規定というものを定めております。

先ほどの基本条例に、もし2条立てに変えたとすると、今度はこちらの実施要綱の中に、今までは12条という1条だけでしかつくってなかった文言だったんですけども、議員間相互の討議及び議員間相互の議論というような2条立てで、もう一回戻ると、これを先ほど基本条例に書いてあるので、その文を追加しているということなんです。

12条の一番右下になりますけれども、議員総則、議会は言論の場であることを十分認識、議員間相互の討議を中心に運営されなければならないというこの議員間相互の討議という部分とすみません。次のページです。

2項のところでは議会は本会議、委員会及びその他の会議において議案の審議及び云々、真ん中から2段目ですね、合意形成に向けて、議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。ちょっと今これ討議と議論で2つの言葉が出てきていますけれども、ちょっと会津若松市議会を参考にしております、討議というのは、それぞれの意見を出し合うというような意味合いになります。議論というのは、ここはあくまで結論を出す場合に当たってはということで、1つの回答に向かっ

てみんなで協力していくよと、そういったのが議論だよというふうな言葉の定義がありましたので、違いをつけていくということです。それを先ほどの実施要綱で2つあるということで、実施要綱の一番上ですね。そちらに2つの討議と議論、これを追加させていただければと考えております。

一応、第3条にも、今回ちょっと付け加えさせていただいたんですけども、基本条例の中では、本会議でもできるよというふうに定めていますので、取りあえず例規上は議員間討議実施要綱の方をそろえてはどうかと。ただ運用に当たっては、実際本会議でどうやるかというのは、また定めてから実際やるというような例規上のならしをしてはどうかという提案をさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ということなので、最初ここにあまり書かないで、じゃ、議員間討議実施要綱に定めると書くかとかという話もあったんですけども、基本的には両方そろえていこうということで、どちらかという、この実施要綱よりは議会基本条例に我々は目が行きがちなので、そこのほうにしっかり明確化していくほうがいだろうということで、こういうふうに提案をしていったらどうかということになりました。なので両方そろっていますので、どうかなというふうに思うんですけども、副議長どうですか。いけそうですか。

○相馬副議長 基本条例のほうはいいんだと思うんですけども、この実施要綱に並べてというふうになった場合に、本会議で今まで入っていなかったんです。ちょっと時間的、技術的に本会議ではできないだろうということで、今までは外していただんですけども、これ入れるということになれば、相当ある程度、覚悟をしなくちゃならないということになりますね。たしか手続上は議員間討

議をしたいというふうに言われれば、これが入っていると、本会議でも議員間討議に入りますというふうに持っていかなくちゃいけないので、ですよ、たしか手続上はね。議長かもしくは委員会の場合は委員長がそういうふう振っているんですけども、あとは討議すべき点がございませつかというふうに口述ではなっているんです、今は。やりたい人とかではなくて、でも、議員から議員間討議の申出というのができるはずなので、これについて議員間討議したいというふうになったら議員間討議にするかしないかは諮って、議員間討議をするとなったら議員間討議に入るんですけども、本会議で誰かがこの件について議員間討議をお願いしますと言ったときに、どういうふうにそれを議員間討議として拾って、本会議で26人で議員間討議をできるのかどうかをシュミレーションしないと。それでこの基本条例と実施要綱のそれのことなんですけれども、ここで実施要綱にそれを入れると、恐らくどこかで議員から申出があった場合は、議長は受けなくちゃならなくなるので、それをどうするか。いやもう全員が理解して本会議でも議員間討議をやりませつかというのであれば、それでいいと思いますけれども……

〔「可能性はありますよね」と言う人あり〕

○相馬副議長 本会議でもやるというふうにするのであれば、このとおりでいいと思います。今までやらない本会議では抜くとずっと言ってきたので……

○齊藤委員長 ありがとうございます。

一応、行うことができるというのと口述自体は本会議の場合だけちょっとレベルを上げたほうがいいのかなと思っていますので、委員会はやりやすいように、その排除型をやめて今委員長のほうで討議すべき点はございませつかということで先に

投げかけてあげているやり方をしているんですよ。意見なのか、討議なのかどちらかはっきり決めてやってくれというやり方しているんですけども、本会議でそれやってしまうと、さっきの何だか分からない質疑ばかりにいつちゃって、全員協議会という言葉をまず知ってくれという話なんですけど、というふうに、ちょっとぐちゃぐちゃになっているので、これ一応行うことはできるんですけども、まだ本会議については、ここがならしたただけであって、この先の議運か何かでその手法的なもの、それは一番最初に初期型でやった1人がやりたいと言ったとしても、内容が納得いかなければ議員間討議は行わないみたいな感じのものを本会議にだけは装備しておけば、相手方の執行部座ったままやるようになっちゃうので、相当な時間を要するというところがありますから。そこに関しては、ちょっとまた考えていけるようにということで、一応こちらならすのに実施要綱ならってないという話だったので、合わせているという解釈でしていただければ。気づいてやる人はまだいないと思うんですけども、すみません。よろしくお願ひしたいと思います。

局長。

○増田事務局長 私は今、この議員間討議の導入状況をちょっと見ているんですけども、本会議で導入しているところはサンプル数1,327の自治体のうち24%が導入している実績があります。本会議の導入実績が15%あるんですけども、何に規定しているかというところを見ますと、議員間討議を導入している312議会のうち240議会77%が基本条例で規定と書いてあるのね。会議規則や実施要綱で詳細を定めているところがある。

私も感じるころなんですけども、さっき係長が言いましたけれども、会津若松なんかは会議規則で定めています。本会議を規定するものをこ

の実施要綱でいいのかなというのをものすごく今私は感じたんですね。やっぱり基本条例か会議規則、このどちらかで私も規定すべきなんじゃないのか。それがいけないとは言わないですよ。実際に要綱でやっているところが北海道の富良野市議会とかもやっていると書いてありますけれども、会津とかそういったところが会議規則で、あとは基本条例が七十何パーセント、これマニ研の資料です。

そう考えると、本会議の規定が実施要綱というのは、本会議は重いものなので、基本条例か会議規則のほうがいいんじゃないのかなというのが、私の個人的な見解です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ここに明記すること自体がどうなのかというよりは、手法的なものをどこに載せればいいのかというふうに思ったんですけども、僕の場合は、なので、会議規則にももちろん必要であれば、会議規則には先ほど言った、前は多分委員会条例とかそういったところにしっかりとそれか先例事例に申し出をした跡というのが残っていて、実は今の口述にまだ直されていないんですよ。今、副議長が言ったまま残っちゃっている。議員間討議のやり方ということで、だけれども、毎回それをやっていて人が出たり入ったりとかいろいろやりましたよね。あのままで委員会の口述を実は前期の常任委員会2年間で直しちゃって、討議すべき案というふうになるべく議員間討議をさせようという目標の下やっていたんで、実は見直しもまだ図られていないという状態なので、併せて整理できるように、そのときに本会議のほうもどういうふうに議論すべきかを、またちょっと次年度のそれこそ取組か何かに上げていただいて、調べていただければなと思っている。今からやるとちょっと間に合わないの、簡単なものしかできないで

すから。局長の今の意見もいただいて、どちらに定めるかも含めて検討していきたいと思っておりますので、御助言ありがとうございます。

じゃ、項目的には取りあえず一番重たいので議会基本条例のほうはこちらでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、次の件なんですけど、例の大学生とのパートナーシップ協定ということで、昨今、議長のほうが結んででまいました件について、当時は議会基本条例の議会事務局というところに載せていこうという話で、私どもがどうしても議会事務局の機能向上のみならず、議会側としてもしっかりと調査研究に使えるたびに大きな力になるということで、当初は正副のほうで議会事務局及び議会ということをつくろうと思ったんですけども、ちょっとそこも事務局と話をして、第13条のほうの調査研究のほうに上げて、そちらのほうに議会は議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、各分野の専門家や専門機関との連携に努めるものとするというものを新たに追加したらどうかということで、今回提案させていただきます。

議会事務局という機能をよその議会とかも参考にさせていただいたんですけど、そこに関してはこの文言以上どこもついていないというのがあったので、議会が結局そういった関係機関と話し合いをして、いろいろ情報データ収集であったり意見交換していくということは、そこに必ず事務局がついたりしていくというところもあるので、機関的に調査研究部門に属したほうがいいんじゃないのかということと、ここに明記することによって、その大学生とのパートナーシップ等々の検証もしやすいんじゃないのかということもあったんで、こちらのほうの条に移したいと思ったのと、内容がこんな感じなんですけれども、これについてもち

よっと意見をいただきたいと思います。大丈夫ですかね。

議会事務局自体は、議会の政策や立案機能向上を図るために議会事務局の機能を上げましょうということだったんですが、それがイコール大学生とのパートナーシップに結び付けるといのがちょっと難しかったというのがあったんで、であれば、基本的には議会がメインになっていくとなると、調査研究部門にこの条項を入れて、今後の検証で大学生等を入れるのであれば、基本条例の中の13条の2項が該当するよというふうにやっていたらどうかという話なんですけれども、大丈夫でしょうか。そんな話をしつつ、もし意見があったら、また定例議運のときに言ってください。あと10分しかなくなっちゃったので。一応、ここだけ見ておいてください。

じゃ、2番のほう閉じちゃいますね。

じゃ、次3番いきます。

議員定数の見直しについてです。お願いします。押してください。

こちらまた定例議運までにお話ししてもらえればいいと思ったんですけれども、考えられる条件ということで、皆さんこの間言ってくれたとおり、次期の改選にはなるべく立候補していただいて、まず無投票は避けるということを前提に、その選挙の状況を見て、次の次の選挙のときに、その議員定数の在り方を取り組みやすくするための条件として、折衷案として出させていただいた。丸がちょっと増えているんですけども、これは皆さんのもし案があれば、またいただいて決めていきたいという形で出させていただいております。前回もちょっと似たような出していたと思うんですけども、まず定数変更条件として、削減確定事項ということで、例えば無投票、これは無条件でもうやるべきだということですね。あと投票

率の低下ということで、直近の投票率40%を下回った場合はどうかと。これも結構厳しい意見だと、もう42.99なので、あつという間ですよ。この間、小島委員が言ってくれた人口減少ということで、これは有権者数が15%減少した場合。難しいです。これは一応考えておいてください。また一応案として、議運にて削減協議というものは、こういった条件になったらその選挙が終わった後の議会運営委員会で話してもらいたい条項という意味で、この議運にての削減協議という話になっています。

これが立候補者数の減少、例えば少数激戦の場合、1名オーバー、2名オーバー、あと財政面、これは言ったとおり、財政状況が著しく悪化ということなので、これはちょっとしばらくないかもしれないですけども、あと新規の若者20代、30代や女性の立候補者が1人もいなかった場合、あと次期選挙までに市民から定数削減との要望等が入り協議した結果、減らせ減らせと、もしすごい圧力がかかった場合ですね。あとは5番として、那須塩原市議会での不祥事ということで、こんなのがあった場合ですね、ちょうど重なった場合には、これは2番目のものは選挙が終わった後の話なので、そこで議運で削減を検討するという形になると、2段階で構えている状態ですね。結果を受けての対応は議運とするということで、令和7年の選挙後から適用と。協議事項は削減人数を何人にするのかということと、定数条例が変更ということで、これは決まったときに動き出せばすぐに合う。4年間その次期の選挙の後4年間あるので、そこでできるとは思うということですから。ちょっとこの条件を見つつ、うちのほうの今の現議運のほうで条件整備だけはして終わらせていきたいと思っていますので、一応このところを頭に入れて、また今度の定例議運が17ですよ。

なんであと8日後なんですかけれども、ちょっと見ておいてください。意見いただければと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、これも終わり。

(4)です。模擬議会の報告です。

こちらはよくある方式で作りましたので、ざっと見ておいていただきたいと思ひます。見ておいていただいて違和感なければ、このまま次回の全協で報告をしていきたいと思ひます。

もう一つのほうですね。出してもらっちゃっていいですか。議運のほうで皆さんがいいよと言っていた出た意見の割り振りです。

こちらちょっと押していただいてよろしいですか。私のほうでざっくりとざざざと割っておいたんですけれども、割り振っておいたんですけれども、ちょっとバランスいいのか。総務多そうな気がするんですけれども、総務企画8、福祉が2、建設経済6ということで、重複分はカウントされています。

例えば、1番のテーマであれば、これ3常任委員会全部関わっちゃうんじゃないかなというイメージがあったので、こう振らせていただいています。どこかが代表して1つで割り振るか。委員会のほうでそれぞれ協議していただいてから、例えば総務一括でまとめるとかという形で動けばいいかなとは思っています。

2番目も建設経済で、これちょっと見ながら自分の委員会で適しているかどうかをちょっと見ていただきたいんですけれども、ちょっとこの割り振りで皆さんのほうで見ていただいて、大変申し訳ないんですけれども、3月の定例会常任委員会、多分3日間ぐらいで予算当初で終わると思うんですけれども、4日目か何かを使って、これの話をしていただきたいと。この後に、もし振れるところがあれば、各執行部のほうにこういった案件が

あるんだけれども、調査しているものに関しては、ちょっと投げかけてみるということと、あと実施できないものに関しては、引き続き、調査研究ということで、どういうふうに対応していくべきかというところまでいければいいかなと思ひています。簡単に要望できそうなところに関しては、そのまま出しちゃってもいいのかなも思ひているんですけれども、一応今回はなるべく出た意見をアクションで返していくということになるので、続けて引き続きやっていきますというような話というふうにやればいいかなと思ひていますので、ちょっと割り振りだけ見ておいてもらって、何か違和感あれば、後でまた言っていただいてよろしいでしょうか。寄せ付けとかにならないように、喜んでやりますみたいな感じだと理解していると思ひます。

○鈴木委員 3つあるのは1つにまとめる。それとも、全部一緒にやっちゃうってこと。

○齊藤委員長 そのゾーンで考えられるものというのがあるので、その中の話し合いをするというふうにしてもらえれば。

○鈴木委員 予算委員会ですす根拠までやるんだね。

○齊藤委員長 予算委員会の中の常任委員会で各委員会での部門で、この同じテーマをやっていただく。例えば多様なセイだと企画でやれる部分と福祉でいけば、そういった学校関係になるし、うちら建設経済だと公園関係とか、いろいろなっていくんですね。なので、全てに一応網羅できるものを出して、出すときは総務さんみたいな感じとか常任委員会でしか結局出しようがないので、議運であるようなものは議運と思ったんですけれども、議運なんて全然ないので、一応そういうふうにできればなとは思ひています。昨今、山形委員長を中心に常任委員会の議長として出したんですけれども、あれとは別にもう模擬議会としてやってき

た方向性を出すだけで、また関心度が上がるかなとは思ったんで、全て通せるか通せないかは、その常任委員会の中でちょっともんでいただければと思います。時間がちょっとない中で申し訳ないんですけども、駄目なら次回の委員会にちょっとパスするかという感じになっちゃうんですけども、一応、一回話し合っただいただければと思います。よろしくをお願いします。じゃ、こちらも閉じます。

議選監査は5番なんですけど、すみません。間に合っておりませんので、次回までに何とかします。(6番になります。

次年度の取組実行計画ということになるんですけど、これが先ほど言ったとおり、そこに取組実行計画を今年度の議会運営委員会で決めて、次年度以降の議運のメンバーでやっていただくということになりますので、皆さんの意見を、まず会派も含めて取りまとめたいと思います。その間に正副のほうでも案は出していきますので、2月15日ぐらいにお願いしたいと思います。

これは前も言いましたけれども、最終3月定例会議に議決をいただかないと実行できませんので、そこまでになければ、結局正副案になっていくかなということは思っていますから。何かしていきたいというものがあつたらいただきたいのと、まだ議会運営の中で、その他の課題が残っている状況ですから。何か見つけたら、ちょっとこちらで上げていただければ、事務局のほうに上げていただければ正副のほうに来ますので。皆さんの御協力をお願いしたいと思います。なくても一応各会派で話し合っただいただいて、何かあるとってなければ大丈夫ですので、よろしくをお願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 確認ということで、先ほど、

委員長に言っていただいたとおり、15日、水曜日にそれぞれの御意見、次期で取り上げたほうがいいというテーマがありましたら、こちらを事務局にサイボウズでお送りいただければと思います。一応、取組実行計画の中で、基本条例の何条でそれに紐づいてテーマ何とかということで、そのフォーマットでいただければありがたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○齊藤委員長 すみません。一応今年度の反省点としては、結構頑張り過ぎて大変だったというのがあったんで、数もちょっとシンプルにしていくのもありかなというのもございますから。たくさん言っていただいて、やるやらないは後で決められますから。とにかく一旦情報をいただければと思います。

あとP D C Aサイクルシートの先ほど複合してやっていたと思うんですけども、そこで目的達成等は、条項がもし整ってないものからも、うちら選抜して出していきますから、その辺も一応参考にしてください。じゃ、6番の取組実行計画も閉じます。

最後、その他になります。

その他について1つなんですけど、先ほど、全協の中で、いろいろと質疑等々が多かった産業団地の不法の異物のあれですよ、撤去の問題なんですけど、3月の定例会議について議案の取扱いを今度やっていくんですけども、委員会付託として付託となると建設経済になるんですけど、しっかりと慎重審査をやっていったほうがいいか。そのまま普通の議案として本会議でならしていかかというところの意見をちょっと皆さんから聞き取ったんですけども、どうですかね。

〔「次回で」と言う人あり〕

○齊藤委員長 付託にするかしないかなんですけど、皆さんとしてはどう思われますか。

小島委員。

○小島委員 基本的に言えば、委員会付託で私はいいと思います。その中で委員会に付託した後、本会議で議決で別に問題はないと思っています。

○齊藤委員長 分かりました。そのほかございますか。議論に関しては、たぶん二本立てというわけじゃないんですけども、何本かありまして、もともと事が起きた経緯を探りたいというそういった調査とあとはその出てくる金額に対しての調査というふうに予算に関するものと二本立てで行わないと勘違いした審査になってしまうというのがあって、今後またぼんぼん全部の区画の話が出てくるから。それをどういうふうに審査するかといったときに、慎重なる審査となると、本当に探偵並みの調査能力がないとそれこそ現場にいて、この緑がかった岩はどこのですかみたいな、そういう調査になってしまうというのがあるので、付託をされたときの審査の方法は、かなり難しいんじゃないかなと実は思っているんですけども、もし今日の全協みたいな場所が皆さんがあれば、そのお金の判断よりかは、この先をどうするかというのを、それこそこういった自由討議的な話をしていたほうが本当はいいんじゃないのかなとは思っているんですね。委員会に付託されても逆に言うと困っちゃうんですけども、それが妥当かどうかと本当に分かんないんですよ。さっき根拠を聞いてくれた議員さんもいましたけれども、どれくらいの操業が遅れたことによる1日の生産額とか、そういった話合いを基に多分出されているんでしょうけれども、その照合も実際にはないんですよ。操業の時間に対しての、だから1日の売上とかでやっているのかなとは思ったんですけども、そういった本当に大きな条件の下でやっていくしかないの、それを覚悟を持って建設経済がやらなければならないんですけれど

も、ということで皆さんの的にはどう思いますかということ、もう30分なので。

森本委員。

○森本委員 委員会でやってもいいと思うんですけども、ただつるし上げ的な質疑にはならないほうがいいのかなというのだけ気をつけてもらって。

要は結局市民福祉の向上につながるような質疑にして、今後どうしたらいいかとか、例えば、どういうふうに原因者を見つけることができるかとか、どんな方法があるかとか、そこをやるならいいんですけども、誰が悪いんだ、誰が悪いんだと言っちゃうと、ちょっと議論の的がずれちゃうのかなと思うんで、そこがしっかりしていれば委員会付託でもいいのかなと思います。

○齊藤委員長 あとは議案が上程された瞬間にもう質疑の時間があって、そこでもやられてしまうと、またちょっとややこしくなるというのがあるので、またカシの漢字を間違っている人がいるかもしれません。

局長。

○増田事務局長 総務課長といろいろ話しているんですけども、執行部としては、これ3月の補正予算案なんで、通常であれば初日即決になりますけれども、総務課長はこういった今日の全協のような事態を想定して、3月の補正予算案を2つに分けて今作成しています。分けて、この産業団地の分については追加で出したい。要は翌週の月曜とか火曜とかに出して、委員会付託して議員さんに審議をしてもらいたいというような話を執行部としては考えている。重たいというふうに十分考えています。そういうもう今実際の作業も予算書を分けているという。

○齊藤委員長 じゃ、付託しやすい状況であれば、いいですか。

○増田事務局長 追加で即決にすることも議員さん

が決めるので可能は可能ですけれども。

○齊藤委員長 分かりました。じゃ、付託はするということでもよろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 どうせまた皆さんに審議いただくんですけれども、了解いたしました。じゃ、参考にさせていただきます。

次回の開催が先ほどから言っているように2月17日の午前10時から何と午後3時までお昼つきでやりますので、次は自分で食べてくださいね。すみません。長くないと終わりませんということで、ちょっと長く時間取らせていただいておりますので、先ほど皆さんにお願いしておいたところを必ず目を通しておいてください。議員定数なんか特にですね、あと事務事業もう一回目を通しておいてください。議会条例もあの言葉でいいかということでお願いいたします。模擬議会は、次回感想を聞きたいと思いますので、感想も用意しておいてください。



◎閉会の宣告

○齊藤委員長 じゃ、以上ですみません。30分前後ということで、かなり急ピッチで終わらせてしまいました。ありがとうございました。

終了させていただきます。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時33分